

(参考)

次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定について

■認定と認定取得による効果について

次世代法に基づき、事業主は労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するための「一般事業主行動計画(行動計画)」を策定し、101人以上の企業は一般への公表、従業員への周知を行い、都道府県労働局長に届け出ることとされています(100人以下企業は努力義務)。

事業主は、策定した「行動計画」に定めた目標を達成するなど、一定の基準(※基準適合一般事業主認定基準)を満たした場合は、申請することにより都道府県労働局長の認定(くるみん認定)を受けることができます。

認定を受けると、子育てサポート企業として、認定マーク(愛称:くるみん)を自社の商品、広告、求人広告などに表示し、子育てサポート企業であることを対外的にアピールすることができます。

その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。



基準適合一般事業主認定基準

- 1 適切な行動計画を策定したこと。 2 計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間内に次の①又は②を満たし、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」でその内容を公表していること。
 - ① 男性の育児休業等取得率10%以上
 - ② 男性の育児休業等取得者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度の利用者20%以上
- 6 計画期間に女性の育児休業等取得率75%以上であり、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」でその内容を公表していること。
- 7 3歳から小学校に入学するまでの子を育てる労働者を対象に短時間勤務制度などの制度を講じていること。
- 8 労働時間数について、①法定時間外労働・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること、かつ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 9 次のいずれかについて、成果に関する具体的な目標を定め実施していること。
 - ① 所定外労働削減
 - ② 年次有給休暇の取得の促進
 - ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 10 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

白石ポリテックス工業株式会社

認定回数：1回目

事業内容：婦人服の縫製及びプリーツ加工

労働者数：109人（男性22人、女性87人）

所在地：宮城県刈田郡蔵王町宮字上原田東79-1



育児休業の取得率を向上させることを目標に掲げ取得推進を実施した。

また、小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度や子の看護休暇制度の拡充を図る目的で、ニーズの把握や問題点を洗い出し制度を見直し、育児・介護休業規程に規定し導入した。

●計画期間 令和2年6月1日～令和4年5月31日

●計画期間において育児休業等をした労働者数 女性育児休業者6名 男性労働者は労働者数が300人以下の一般事業主の特例により小学校就学前の孫について育児目的休暇を取得した者1名

●行動計画の目標達成状況

【目標1】 育児休業の取得率を次の水準以上にする。

女性社員…取得率を75%以上にする。

男性社員…小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした休暇制度を利用した社員が1人以上とすること

⇒女性労働者はもちろん男性労働者も育児休業を取得できることを周知するため、制度の詳細を掲示し、育児目的休暇制度についても、改定した育児・介護休業規程で説明し周知徹底を図った。その結果、計画期間内で女性の育児休業の取得率は120%、男性は目標としていた育児目的休暇の取得者1人となった。

【目標2】 小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

⇒社員のニーズ把握、検討を行い、育児・介護休業規程に規定し令和2年7月1日から制度導入した。

【目標3】 令和2年9月までに、下記のとおり子の看護休暇の拡充を図る。

現行:1. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために就業規則第37条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得できる。

現行:2. 子の看護休暇は半日単位で取得することができる。

現行:3. 本条の制度の適用を受けた日又は時間については無給とする。

改正:1. 中学校就学の始期に達するまでの子 2. 時間単位 3. 有給とする

⇒部署ごとの問題点を検討し、育児・介護休業規程を改正すると共に、掲示による社員への周知を、令和2年7月1日から施行した。